

上尾市水道事業
集中監視制御システム更新及び運転管理事業

実施方針（案）

令和6年12月

上尾市上下水道部

目次

第1章	特定事業の選定に関する事項	1
1	事業内容に関する事項	1
2	特定事業の選定及び公表に関する事項	6
第2章	事業者の募集及び選定に関する事項	7
1	事業者の募集及び選定方法	7
2	事業者の募集及び選定の手順	7
3	入札参加者の備えるべき参加資格要件	9
4	審査及び選定に関する事項	12
第3章	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	14
1	事業契約に関する基本的な考え方	14
2	予想されるリスク分担と業務分担	14
3	求められる業務水準	14
4	履行保証等に関する事項	15
5	市による事業の実施状況のモニタリング	15
第4章	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	16
第5章	事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	16
1	係争事由に係る基本的な考え方	16
2	管轄裁判所の指定	16
第6章	本事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	17
1	事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	17
2	市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	17
3	その他	17
第7章	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	18
1	法制上及び税制上の措置に関する事項	18
2	財政上及び金融上の支援に関する事項	18
3	その他の支援等に関する事項	18
第8章	その他の特定事業の実施に関し必要な事項	18
1	議会の議決（債務負担行為）	18
2	入札参加に伴う費用負担	18
3	提出書類の取扱い	18
4	情報の提供	19
5	本事業において使用する言語等	19
6	実施方針等に関する問い合わせ	19

- 別紙 1. 事業スキーム
- 別紙 2. 業務分担
- 別紙 3. リスク分担
- 別紙 4. 上尾市上下水道部及び主要水道施設位置図

- 様式 1. 実施方針に関する質問書
- 様式 2. 実施方針に関する意見書
- 様式 3. 要求水準書（案）に関する質問書
- 様式 4. 要求水準書（案）に関する意見書
- 様式 5. 現場見学会申込書

本実施方針は、上尾市水道事業（以下「市」という。）が実施する集中監視制御システム更新及び運転管理事業（以下「本事業」という。）について、本事業の概要及び本事業を実施する事業者の選定に関する方針を定めるものである。

実施方針で用いる用語の定義は、次の表に掲げるとおりである。

用語	定義
運転管理 J V	: 運転管理業務を行う複数の構成企業によって結成する共同企業体をいう。
運転管理業務委託契約	: 基本契約に基づき、運転管理業務の実施に係る事項について、市と単独企業又は運転管理 J V が締結する契約をいう。
基本契約	: 本事業の主要な事項について定めるもので、市と事業者が締結する契約をいう。
協力企業	: 事業者から工事の一部を請け負う、又は業務の一部を受託する企業をいう。
構成企業	: 入札参加者を構成する者をいう。
事業契約	: 基本契約、設計・工事請負契約及び運転管理業務委託契約の総称をいう。
事業者	: 市と事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。
実施方針等	: 実施方針の公表の際に市が公表する書類一式（実施方針、要求水準書（案）及び添付資料）をいう。
設計・工事請負契約	: 基本契約に基づき、設計・工事業務に係る事項について市と単独企業又は設計施工 J V が締結する契約をいう。
設計施工 J V	: 設計・工事を行う複数の構成企業によって結成する共同企業体をいう。
代表企業	: 事業者を代表する者をいう。代表企業は、本事業の入札参加資格の申請、入札手続き等を行う。
提案書	: 入札説明書等に基づき作成される書類・函書をいう。
特定事業	: P F I 法の趣旨に準じ、公設公営方式で実施する事業と比較し、効率的かつ効果的に実施される事業をいう。
入札参加者	: 本事業の入札に参加する企業又は企業グループをいう。
入札説明書等	: 入札公告の際に市が公表する書類一式（入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、事業契約書案等）をいう。
本事業	: 上尾市水道事業に係る集中監視制御システム更新及び運転管理事業をいう。
モニタリング	: 事業者が事業契約に基づき提供するサービスの水準を市が監視（測定・評価）することをいう。
落札者	: 市と事業契約の締結を予定する者として市が決定した者をいう。
DBO方式	: 市が資金調達し、設計業務（DESIGN）、工事業務（BUILD）運転管理業務等（OPERATE）を民間事業者に包括的に委託する方式をいう。
P F I 法	: 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 1 7 号）をいう。

第1章 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

集中監視制御システム更新及び運転管理事業

(2) 事業の対象となる公共施設等の種類

上尾市上水道施設等

(3) 公共施設の管理者の名称

上尾市水道事業管理者権限を行う市長 畠山 稔

(4) 事業の目的

上尾市水道事業では、集中監視制御システムにより、上下水道部庁舎を含む5施設（上下水道部庁舎・東部浄水場・北部浄水場・西部浄水場・原市ポンプ場）及び市内に点在する取水施設（深井戸30本）の遠方監視及び運転管理を行っている。集中監視制御システムは、使用開始から13年が経過し老朽化が顕著となっているため、設備更新が喫緊の課題となっている。また、上尾市水道事業ビジョンでは、令和8年度以降、さらに、設備更新需要が増えることが示されており、設備更新事業実施に向けた人材確保も課題となることが想定されるため、人材確保の観点からも業務の効率化が求められる。

本事業を従来の仕様発注方式ではなく、民間事業者に一括して実施させることにより、民間事業者の技術力やノウハウを最大限に活用し、効率的な設備更新及び運転管理を図ることを目的としている。

(5) 対象施設・業務の概要

ア 集中監視制御システム更新事業の対象施設

(ア) 新設対象設備

a	上下水道部庁舎	集中監視制御装置
b	東部浄水場	遠方監視制御装置
c	北部浄水場	遠方監視制御装置
d	西部浄水場	遠方監視制御装置
e	原市ポンプ場	遠方監視制御装置
f	水質モニタ（全8箇所+予備1箇所）	遠方監視制御装置
g	取水施設（25箇所）	遠方監視制御装置

(イ) 撤去対象設備

a	上下水道部庁舎	集中監視制御装置
b	東部浄水場	遠方監視制御装置
c	北部浄水場	遠方監視制御装置
d	西部浄水場	遠方監視制御装置
e	原市ポンプ場	遠方監視制御装置
f	水質モニタ（全8箇所+予備1箇所）	遠方監視制御装置※
g	取水施設（23箇所）	遠方監視制御装置

※水質モニタは親局側のみ撤去対象とする。詳細は要求水準書に示す。

イ 運転管理業務の対象施設

- (ア) 上下水道部庁舎
- (イ) 東部浄水場
- (ウ) 北部浄水場
- (エ) 西部浄水場
- (オ) 原市ポンプ場
- (カ) 水質モニタ（全8箇所+予備1箇所）
- (キ) 取水施設（全30箇所、内場内7箇所）

対象施設の詳細は、要求水準書のとおりとする。

- ウ 対象業務
 - (ア) 設計業務
 - a 集中監視制御装置及び遠方監視制御装置設計業務
 - b 撤去対象設備設計業務
 - c 設計に伴う各種申請に係る業務
 - (イ) 工事業務
 - a 集中監視制御装置及び遠方監視制御装置工事業務
 - b 撤去対象設備工事業務
 - c 試運転調整業務
 - d 工事に伴う各種許認可等の申請に係る業務
 - (ウ) 運転管理業務
 - a 技術管理業務
 - b 浄水場運転監視業務
 - c 保全管理業務
 - d 自家用電気工作物保安管理業務
 - e その他技術業務
 - f 点検調査業務
 - g 池状構造物清掃業務
 - h 関連業務
 - i 事業終了時の引継ぎ業務
 - j 災害・事故対応業務

(6) 事業方式

本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下「PFI法」という。）に準じて、集中監視制御システムの更新と水道施設運転管理を一括してDBO方式により実施することを予定している。

(7) 事業者の収入

設計・工事段階においては、事業者が本事業の設計・工事業務を行い、市がその対価として設計・工事費を支払う。

運転管理段階においては、事業者が本事業の運転管理業務を行い、市がその対価を支払うサービス購入型とする。

(8) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日（令和8年3月を予定）の翌日から、令和26年3月31日までの約18年間（以下「事業期間」という。）とする。

(9) 事業期間終了時の措置

事業者は、運転管理期間中の業務を適切に行い、事業期間終了時に、集中監視制御システム等が要求水準書に定める水準を満たす状態とする。

なお、事業期間終了時の水準は、市が示す要求水準に加えて、事業者が提案した事業終了時の性能水準に基づくものを想定しており、その旨を事業契約に規定する。

(10) 事業スケジュール（予定）

本事業のスケジュール（予定）は以下のとおりとする。

なお、詳細な事業スケジュールについては、入札説明書にて示す予定である。

表 1 事業スケジュール（予定）

項目	日程（予定）
事業契約の締結	令和8年3月下旬
設計・工事期間	令和8年4月1日～令和11年3月31日（3年間）
運転管理期間	令和8年4月1日～令和26年3月31日（18年間）
事業終了	令和26年3月31日

※スケジュールについては、あくまで予定となり、実際と異なる場合があるものとする。

(11) 関係法令等の遵守

本事業の実施に当たっては、必要とされる関係法令、条例、規則及び要綱を遵守するものとし、最新のものを適用する。詳細については、要求水準書のとおりとする。

2 特定事業の選定及び公表に関する事項

(1) 選定基準

本事業をDBO方式で実施することにより、公設公営方式と比較して、事業期間を通じた市の財政負担の軽減を期待できる場合又は市の財政負担額が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上が期待できる場合に本事業を特定事業として選定する。

(2) 選定方法

市の財政負担見込額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行う。また、公共サービスの水準については、できる限り定量的な評価を行うが、定量化が困難な場合には、客観性を確保したうえで定性的な評価を行い、特定事業の選定を行う。

(3) 選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合、その結果を評価の内容と併せて速やかに市のホームページに掲載して公表する。

また、本事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わない場合であっても同様に公表する。

第2章 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

事業者の募集及び選定は、総合評価一般競争入札方式により行う。

2 事業者の募集及び選定の手順

(1) 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

本事業における事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、以下のとおりとする。

表 2 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

内容	日程（予定）
実施方針等の公表	令和6年12月 3日
現場見学会	令和6年12月20日
実施方針等に関する質問及び意見の受付	令和6年12月16日から 令和7年 1月24日まで
実施方針等に関する質問の回答公表	令和7年2月下旬
特定事業の選定及び公表	令和7年8月上旬
入札説明書等の公表	令和7年8月上旬
入札説明書等に関する質問の受付	令和7年8月中旬
入札説明書等に関する質問の回答公表	令和7年10月上旬
参加表明書及び資格審査申請書類の受付	令和7年10月下旬
資格審査結果の通知	令和7年12月中旬
提案書の受付*	令和8年1月上旬
落札者の決定及び公表	令和8年2月下旬
事業契約の締結	令和8年3月下旬

※スケジュールについては、あくまで予定となり、実際と異なる場合があるものとする。

(2) 応募手続き等

ア 実施方針等に対する質問及び意見の受付

実施方針等に関する質問及び意見は、以下のとおり受け付ける。

(ア) 受付期間

令和6年12月16日(月)8:30 ~ 令和7年1月24日(金)17:15

(イ) 提出方法

質問及び意見は、添付の様式1~4に記入のうえ、電子メールにより、上尾市上下水

道部水道施設課宛（第8章. 6実施方針等に関する問い合わせ先を参照）に提出する。

なお、提出者は電話により、着信の確認を行うこと。また、提出するファイル形式は、様式と同様のXLSXファイルとする。

（ウ） 実施方針等に対する質問及び意見への回答

実施方針等に関して提出された意見及び質問に対する回答は、令和7年1月下旬を目途に、市のホームページにて公表する。

なお、意見及び質問を行った者の企業名及び個人名は公表しない。また、実施方針等に直接関連しない意見及び質問に対しては、回答をしない場合がある。

イ 現場見学会

現場見学会を以下のとおり開催する。現場見学会では、電子媒体にて参考資料の提供を行う。

（ア） 開催日時及び開催場所

開催日：令和6年12月20日（金）

開催場所：上尾市上下水道部庁舎 集中監視室

（イ） 受付期間

令和6年12月3日（火）8：30 ～ 12月17日（火）17：15

（ウ） 申込方法

現場見学会の申込は、添付の様式5に記入のうえ、電子メールにより、上尾市上下水道部水道施設課宛（第8章. 6実施方針等に関する問い合わせ先を参照）に提出する。

なお、提出者は電話により、着信の確認を行うこと。また、提出するファイル形式は、様式と同様のXLSXファイルとする。

3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

本事業の入札参加者は、単体企業又は複数の企業で構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。入札参加者の構成等は以下のとおりとする。

ア 単独企業で参加する場合

- (ア) 単独企業で参加する場合、3（2）ア～ウすべての参加資格要件を満たしていること。
- (イ) 入札参加者は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。
- (ウ) 協力企業の設置を認めるものとする。

イ 応募グループで参加する場合

- (ア) 工事業務のうち電気工事を担当する企業又は運転管理業務を担当する企業を応募グループの「代表企業」として定め、代表企業が入札参加資格の申請及び入札手続きを行うこと。
- (イ) 構成企業は、3（2）ア～ウの参加資格要件で当該業務及び工事に関係するものを満たす限り、1社での複数の業務及び工事（設計業務、工事業務、運転管理業務）に携わることができる。
- (ウ) 入札参加者は、入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の提出時に代表企業及び構成企業の企業名並びに携わる業務及び工事（設計業務、工事業務、運転管理業務）について明らかにすること。
- (エ) 入札参加者の代表企業の変更は認めない。
- (オ) 入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の提出後、構成企業の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があると市が認めた場合に限り、代表企業を除く構成企業の変更を認めるものとする。
- (カ) 構成企業は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。
- (キ) 協力企業の設置を認めるものとする。

(2) 入札参加者の参加資格要件

ア すべての構成企業に必要な参加資格

- (ア) 令和7・8年度上尾市建設工事等競争入札参加資格者名簿もしくは、令和7・8年度上尾市物品等競争入札参加資格者名簿（以下、「名簿」という。）に登録されていること。
- (イ) 次に該当する者は、入札参加者の構成企業となることはできない。
- a 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者、又はその者を代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用する者。
 - b 市の指名停止処分を受けている者（参加資格確認申請書の提出日から落札者決定までの期間）。
 - c 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始命令がなされている者。
 - d 参加資格確認申請書の提出日から落札者決定までの期間において、上尾市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成8年8月9日市長決裁）に基づく指名除外の措置を受けている者。
 - e 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者。
 - f 直近3年分の法人税、消費税、法人事業税又は法人市民税を滞納している者。
 - g 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者。
 - h 市に対する本事業に係る支援業務に関与した者及びこれらのいずれかと資本面又は人事面において密接な関連のある者。なお、「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう。支援業務に関与した者は、以下のとおりである。
「株式会社東京設計事務所」
「森・濱田松本法律事務所」
 - i 「上尾市水道事業集中監視制御システム更新及び運転管理事業審査委員会」の委員又は当該委員の所属団体と資本面又は人事面において関連がある者。なお、本事業の入札に参加しようとする者やそれと見なせる団体等が委員に対して本事業に関する情報収集等のために、本実施方針（案）の公表時点から本事業の落札者公表日までの間、電話や訪問等により接触を試みた場合は、本事業の参加資格を失う。

イ 設計・工事業務を行う企業に必要な参加資格

設計業務及び工事業務を行う設計・工事企業は、以下の要件をすべて満たしている者とする。ただし、設計施工JVを構成する場合、設計施工JVの構成企業のうち、代表企業が以下の要件をすべて満たしていること。

- (ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、「電気工事」につき特定建設業の許可を受けたものであること。
- (イ) 名簿に記載されている、工事（電気工事）の登録がある業者で総合評定値が1,500点以上であること。
- (ウ) 平成26年度以降に、上水道において、集中監視制御システム設備を元請（共同企業体の構成企業として出資比率が20%以上のもの）として、更新工事の施工実績を有すること。
- (エ) 集中監視制御システム設備における設計、製作、検査及び試験を自ら実施できる体制を備えていること。
- (オ) 代表企業は、建設業法に従い、監理技術者を専任で配置すること。また、配置される監理技術者は、入札参加表明のあった日以前に、連続して3か月以上継続して代表企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。

ウ 運転管理業務を行う企業に必要な参加要件

運転管理企業は、以下の要件をすべて満たすこと。ただし、運転管理 J V を構成する場合、運転管理 J V のうち、1 社が満たしていること。

なお、運転管理 J V の構成企業には、代表企業を含めること。

- (ア) 名簿に記載されている、物品（建築物管理／運転業務）及び物品（建築物管理／点検・検査業務）の登録があること。
- (イ) 計画給水人口 150,000 人以上の水道事業に係る水道施設の 24 時間連続運転監視及び保全管理の実績を有すること。
- (ウ) 業務総括責任者として 1 級又は 2 級浄水施設管理技士の資格を有し、浄水場における運転管理の実務経験を 3 年以上有し、本業務と同一業務に関し責任者又は副責任者の実務経験を有する者を配置すること。
- (エ) 電気主任技術者として第一種、第二種又は第三種電気主任技術者の資格を有する者を配置すること。

(3) 参加資格の喪失

参加資格確認後、基本契約締結までの期間に、入札参加者の代表企業が上記参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、原則、当該入札参加者は失格とする。

(4) 市内業者に対する契約に関する配慮事項

本事業に係る業務及び工事の一部を協力企業に発注する場合は、優先的に市内業者の活用に努めること。さらに、工事及び業務に使用する資材等についても優先的に市内において製造産出される資材又は市内業者が販売するものの使用に努めること。

4 審査及び選定に関する事項

(1) 審査を行う機関

提案書の審査は、上尾市上下水道部が設置する「上尾市水道事業技術検討会」において行う。また、審査結果は、「上尾市水道事業集中監視制御システム更新及び運転管理事業事業者選定委員会」へ報告し、学識経験者等の意見を聴取する。なお、各委員に対し、本事業に関する質問等を行うことを控えること。

表 3 審査機関名称及び役割

名称	役割	主な内容
上尾市水道事業技術検討会	審査	実施方針等、特定事業の選定等 入札説明書等、審査評価等
上尾市水道事業集中監視制御システム更新及び運転管理事業事業者選定委員会	意見の聴取	入札説明書、落札者決定基準等 審査結果等

(2) 審査の手順及び方法

ア 参加資格審査

市は、参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、入札参加資格要件を確認し、参加資格審査結果を入札参加者に通知する。

イ 入札書類審査（提案審査）

技術検討会は、あらかじめ設定した「落札者決定基準」にしたがって、定量化審査（性能評価）を行い、その審査内容と本事業の実施に係る対価（入札価格）を総合的に評価し、落札者候補を選定する。

(3) 落札者の決定と公表

市は、技術検討会、事業者選定委員会の審査、意結聴取果を踏まえ、落札者を決定し公表する。

(4) 事業者を選定しない場合

事業者の募集、評価及び事業者の選定において、最終的に入札参加者がいない、いずれの入札参加者の事業提案によっても公的財政負担の縮減の達成が見込めない、あるいは適切な事業遂行が見込めない等の理由により、落札者を選定せず、特定事業の選定を取り消す場合がある。

特定事業の選定を取り消した場合は、その旨を速やかに市のホームページにて公表する。

第3章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 事業契約に関する基本的な考え方

市は、落札者と協議を行い、本事業に係る基本的事項を定めた「基本契約」を締結する。

市は、基本契約に基づき、単独企業又は設計施工JVと本事業に係る「設計・工事請負契約」を締結する。

また、市は、基本契約に基づき、単独企業又は運転管理JVと「運転管理業務委託契約」を締結する。

事業スキームについては、別紙1のとおりとする。

2 予想されるリスク分担と業務分担

予想されるリスク分担及び市と事業者の業務分担は別紙2及び別紙3のとおりとする。業務分担の程度や具体的な内容は、最終的に事業契約で定める。

3 求められる業務水準

本事業の実施に際して求められる業務水準は、要求水準書及び提案書によって定める。

4 履行保証等に関する事項

事業契約の締結にあたっては、契約の履行を確保するため、以下の方法などにより事業契約の保証を行うことを想定している。詳細は入札説明書及び事業契約書（案）で示す。

- ・ 契約保証金の納付
- ・ 契約保証金の納付に代わる措置
- ・ 履行保証保険等による保証措置

5 市による事業の実施状況のモニタリング

市は、事業者が実施する設計業務・工事業務及び運転管理業務について、定期的にモニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、事業者が提案するセルフモニタリングの内容等を踏まえ、事業契約に定める。

事業者が実施する設計業務及び工事業務について、要求水準を充足していない場合には、市は、改善を求めることができる。事業者が実施する運転管理業務について、要求水準を充足していない場合には市はサービスに対する支払の減額等を行うとともに、事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めることができる。

第4章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

施設の概要及び規模、対象施設、既設設備の概要、監視対象施設の概要については、要求水準書のとおりとする。

第5章 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 係争事由に係る基本的な考え方

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議の上、その解決を図るものとする。

2 管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については、さいたま地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第6章 本事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の提供するサービスについて債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解除することができる。
- (2) 事業者が倒産又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく本事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解除することができる。
- (3) (1) 又は (2) の規定により市が事業契約を解除した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

2 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- (1) 市の債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができるものとする。
- (2) (1) の規定により事業者が事業契約を解除した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

3 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定めるとおりとする。

第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

本事業に関する事業者への法制上及び税制上の優遇措置等は、想定していない。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

本事業に関する事業者への財政上及び金融上の優遇措置等は、想定していない。

3 その他の支援等に関する事項

市は、事業者が事業実施に必要な許認可等を取得する場合、合理的に可能な範囲で協力を
行うものとする。

第8章 その他の特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決（債務負担行為）

市は、債務負担行為の設定にあたっては、予め議会の議決を経るものとする。

2 入札参加に伴う費用負担

入札参加に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

3 提出書類の取扱い

(1) 著作権

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業の公表及び市が必要と認め
たときは、市は提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

なお、契約に至らなかった提案については、落札者決定結果の公表以外に使用しない。
また、提出を受けた書類は返却しない。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等、日本国の法令に基づいて
保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方
法等を使用したことにより生じる責任は、入札参加者が負う。

4 情報の提供

本事業に係る情報の提供は、市のホームページを通じて行うものとする。

5 本事業において使用する言語等

入札参加及び本事業に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

6 実施方針等に関する問い合わせ

本実施方針に関する問い合わせ先は、以下のとおりとする。

上尾市上下水道部水道施設課

担当者：宮田、新井

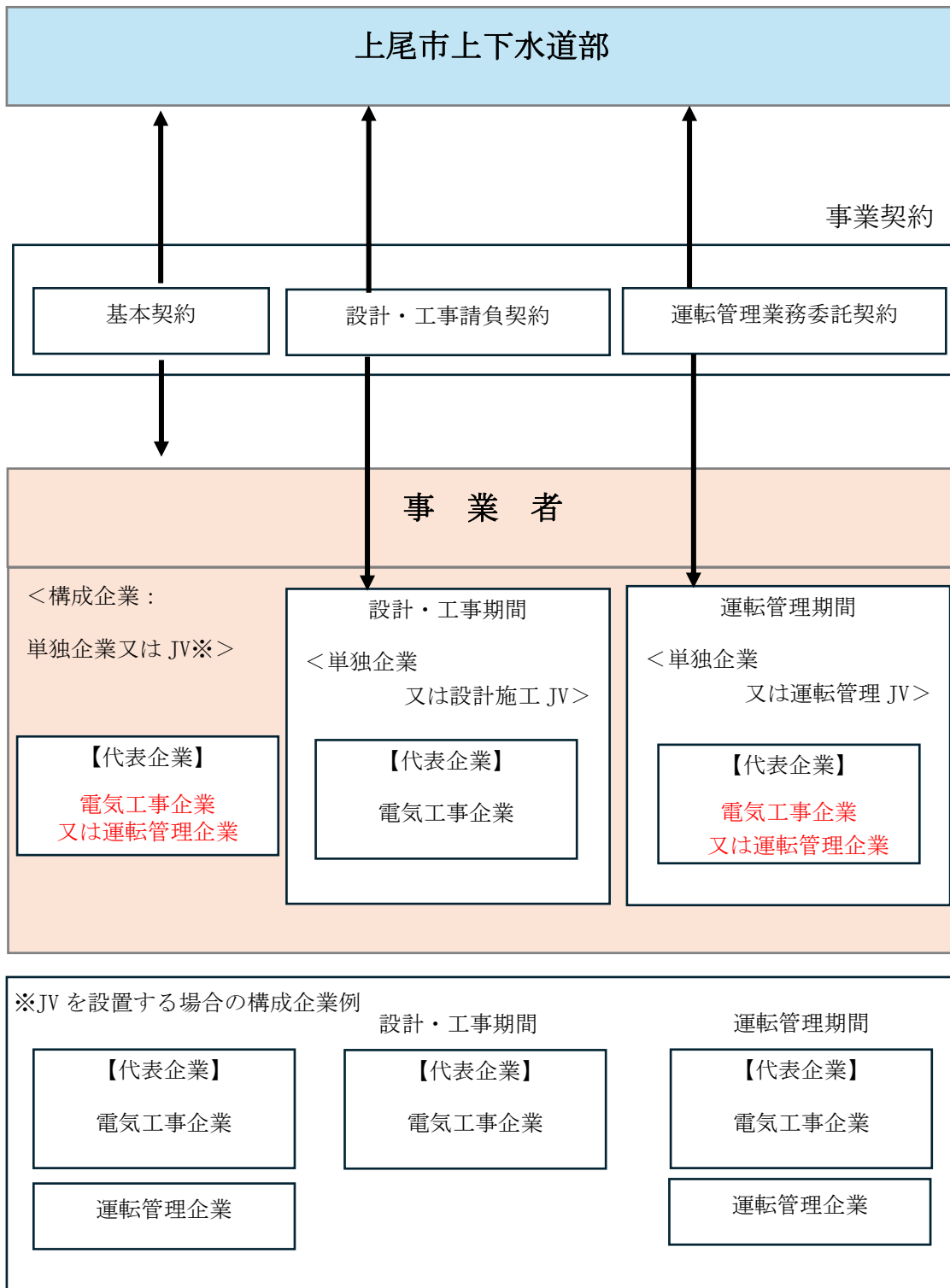
住所：〒362-0013 埼玉県上尾市大字上尾村1157番地

TEL：048-775-5157

FAX：048-772-9050

E-MAIL：s603000@city.ageo.lg.jp

別紙1. 事業スキーム



別紙2. 業務分担

○：主分担

		業務内容	市	事業者	
調査 設計 施工 監理	設計 施工 監理	設計	集中監視制御システム更新に係る設計	○	
			集中監視制御システム更新に伴う移設、撤去対象設備の設計	○	
			集中監視制御システム設備設計に伴う各種申請等	○	
			上記以外の設計	○	
		関係機関協議	集中監視制御システム更新に係る関係機関協議	○	
			上記以外の関係機関協議	○	
		工事	集中監視制御システム更新に係る工事	○	
			集中監視制御システム更新に伴う移設、撤去対象設備の工事及び仮設工事	○	
			集中監視制御システム更新工事に伴う各種申請等	○	
			集中監視制御システム更新工事に伴う調整	○	
			他工事及び業務との協議、調整	○	
		施工管理	上記以外の工事	○	
			集中監視制御システム更新工事に伴う施工管理	○	
			集中監視制御システム更新工事に伴う移設、撤去対象設備の工事及び仮設工事に係る施工管理	○	
整備・修繕計画策定	上記以外の施工管理	○			
	集中監視制御システム更新に係る整備・修繕計画の策定	○			
竣工検査	上記以外の整備・修繕計画の策定	○			
	竣工検査	○			
図面関係の整備、保管	集中監視制御システム更新に伴う図面関係の整備、保管	○			
	上記以外の図面関係の整備、保管	○			
維持管理業務	運転管理業務	運転監視操作業務	○		
		水運用	水運用に係る判断、指示	○	
			水運用に係る報告、調整、操作	○	
		水質管理	水質管理に係る判断、指示	○	
			水質管理に係る報告、調整、操作	○	
	緊急時対応	水質管理に係る水質測定、採水及び水質監視装置における水質確認	○		
	保全管理業務	緊急時初期対応	○		
		その他	業務計画書等の作成	○	
			備品、物品等の管理	○	
		日常点検	日常点検の実施	○	
			日報、月報、年報等の作成	○	
			定期点検	定期点検の実施	○
				報告書等の作成	○
	精密点検、試験等		法令点検、精密点検、計装試験等の実施	○	
			報告書等の作成	○	
	簡易補修業務	簡易補修の実施	○		
		保安管理	自家用電気工作物の保安管理	○	
			薬品の受入れ立会	○	
		ユーティリティ管理	燃料の受入れ立会	○	
	緊急修繕		緊急時初期対応（修繕）	○	
	点検調査業務	上記以外の修繕	○		
		設備機器点検調査	各施設における設備及び機器の動作確認を含む点検、調査、清掃	○	
			構造物点検調査	構造物の点検、調査、清掃	○
	清掃業務	場外施設の点検調査	取水施設等の点検、調査、清掃	○	
		池状構造物清掃業務	池状構造物の清掃、内部点検、内部調査	○	
		施設清掃業務	施設の清掃	○	
	安全衛生管理業務	浄化槽設備清掃業務	浄化槽設備の清掃	○	
		安全衛生管理業務	業務に係る安全管理、衛生管理	○	
	危機管理業務		上記以外の安全管理、衛生管理	○	
		危機管理業務	市への報告、対応	○	
検討、調整、判断、指示			○		
対応、待機、復旧作業	○				
災害事故対応業務	災害事故対応業務	危機管理マニュアル、初期対応マニュアル作成	○		
		緊急時初動体制の構築	○		
		緊急時対応及び市との調整	○		
引継ぎ	引継ぎ業務	事業終了後の引継ぎ	○		

別紙3. リスク分担

○：主分担 △：従分担

リスク項目	内容	市	事業者	備考	
共通	入札説明書	記載内容の変更に関するもの、入札説明書等の誤りに関するもの	○		
	契約締結	市の責めに帰すべき事由による契約締結の遅延・中止	○		
		事業者の責めに帰すべき事由による契約締結の遅延・中止		○	
	許認可取得	事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		○	
		市が取得すべき許認可の遅延に関するもの	○		
	政治	政策方針の変更、管理者の交代、議会未決・未承認などによる契約の中断・変更に関するもの	○		
		事業の対象範囲の変更に関するもの	○		
	制度・法令変更	本事業に直接関わる関係法令・許認可の新設、変更等	○		
		一般に適用される関係法令・許認可の変更等		○	
	税制変更（消費税除く。）	税制度の変更(例：法人税率等の変更)、新税の設立（事業者の利益に関するものに限る。）		○	
		上記以外の税制度の変更、新税の設立	○		
	消費税変更	消費税の変更に関するもの	○		
	第三者賠償	業務に起因して発生する事故等に対する賠償		○	
		上記以外の市の帰責事由により発生する事故等に対する賠償	○		
	住民対応	本事業自体に関する住民反対運動等	○		
		上記以外の本事業に起因する住民反対運動等		○	
	環境問題	事業者が行う業務に起因する環境の悪化		○	

リスク項目		内容	市	事業者	備考
		上記以外に起因する環境の悪化	○		
	安全確保	調査、工事等における安全性の確保		○	
	物価変動	インフレ/デフレ（物価変動）	○	○	一定範囲までは事業者、それ以上は市負担
	債務不履行・中止・延期	市の債務不履行、市の帰責事由（土地の瑕疵、埋設物の発見等）による事業の中止・延期	○		
		事業者の債務不履行、事業者の帰責事由（事業破綻、事業放棄、要求水準未達等）による事業の中止・延期		○	
	不可抗力	戦争、暴動、風水害、地震他、市及び事業者の双方の責めに帰すことのできない事由等	○	△	事業者は市の復旧作業に協力。一定範囲までは事業者の負担。
計画設計段階	測量・調査	事業者が実施した地形・地質等現地調査の不備に伴う計画・仕様変更		○	
		市が実施した地形・地質等現地調査に関する情報提供に伴う計画・仕様変更	○		
	計画変更・遅延	事業者の帰責事由による計画変更、遅延		○	
		市の帰責事由による計画変更、遅延	○		
	設計	市が提示した資料、仕様変更等指示に伴う工事費等の増加、遅延	○		
		事業者の帰責事由による設計変更、不適合に伴う工事費等の増加、遅延		○	
工事段階	用地	入札説明書などから予見できない事業用地の土壌汚染・埋蔵物等	○		
	工事遅延	資材調達、工程管理等の事業者の帰責事由による工事遅延		○	
		市の指示等の官の帰責事由による工事遅延	○		
	工事費増大	事業者の帰責事由による工事費等の増大		○	
		市の提示条件に関する瑕疵及び指示による工事工程、工事方法の変更による工事費増大	○		

リスク項目	内容	市	事業者	備考	
	工事中の事故	事業者側の帰責事由により調査、工事に係る事故が発生した場合		○	
	施設性能	要求性能不適合（施工不良を含む）		○	
	安全性確保	工事現場における事故等の発生		○	
	計画変更	市の帰責事由による事業内容・用途の変更に関するもの	○		
		上記以外のもの		○	
	廃棄物処分	工事で発生した廃棄物の適切な処分		○	
運転維持管理段階	要求水準未達	市の指示（判断）に基づくもの	○		
		原水水質の急変（施設の処理能力を超えた場合）	○		
		管路切替等により管内流速の急変、管内夾雑物の流出等による赤水の発生によるもの	○		
		その他管路に起因する水質異常	○		
		更新対象外の施設老朽化に起因した要求水準未達	○		
		上記以外の事由によるもの		○	
	原水水質事故による水質悪化・事業停止	報告・初期対応の遅延によるもの		○	
		その他市の指示（判断）に基づくもの	○		
	施設損傷	事業者の責めに帰すべき事由による事業の一時中止や費用の増加		○	
		第三者に起因する施設の損傷による事業の一時中止や費用の増加	○		
		導水・送水・配水管の破損による交通事故及び物損事故、人身事故の補償	○		

リスク項目		内容	市	事業者	備考
		通信システムの障害復旧、安全対策（市が使用する OA 機器等）	○		
		通信システムの障害復旧、安全対策（事業者が使用する OA 機器等）		○	
	維持管理・運転費増大	過去の実績から合理的に予測できる原水の水量・水質の範囲を超える変動に起因するもの	○		
		突発的な配水トラブル（他工事、配水・給水管破裂による断水、水量増大）への対応に伴う経費の増加	○		初期対応を除く
		上記以外の事由による運転維持管理費の増大（物価の変動によるものは除く）		○	
事業終了時	事業終了時の手続き	終了手続きに伴う諸費用の発生に関するもの、精算手続きに伴う評価損益等		○	
	事業終了時の施設状態	本事業終了時の施設状態の要求水準の未達		○	
	業務引継ぎ	本事業終了時の運転維持管理業務の引継ぎ不備		○	

別紙4. 上尾市上下水道部及び主要水道施設位置図

